

令和 8 年度

特記仕様書

飯野Ⅱ-31 号線（1 工区）道路改良工事

佐倉市 土木部 道路建設課

第1章 総 則

第1 適用

- 1 この特記仕様書は、飯野Ⅱ-31号線（1工区）道路改良工事に關し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
- 2 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 3 この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。ただし、次の項目については、適用しないものとする。

千葉県土木工事共通仕様書

- （1）第1編1章1節4条1項 施工計画書(15)法定休日・所定休日(週休二日の導入)
- （2）第1編1章1節21条4項 工事完成検査(3)週休二日の履行状況
- （3）第1編1章1節22条3項 出来形検査等(3)週休二日の履行状況
- （4）第1編1章1節26条 週休二日の対応
- （5）第3編1章1節6条2項及び3項 「電子納品」についての項目

第2 段階確認

- 1 受注者は、下記に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
この際、受注者は、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は、監督職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期
道路土工（掘削工）		土質の変化した時
舗装工（下層路盤）		プルフローリング実施時
地盤改良工	路床安定処理	処理完了時

第3 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。

第4 工事中の安全確保

- 1 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 3 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 4 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 5 受注者は、工事現場内の安全を図るため、作業休止期間中及び作業終了後は現場内の点検を行い、一般者が現場内に立ち入らないようバリケード等で必要な箇所を閉鎖し、安全確保に努めるものとする。

第5 工事現場管理

- 1 受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 廃材の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
 - (6) 以上のことにつき、下請事業者にも十分指導すること。
 - (7) 現場管理については、契約締結日から佐倉市工事検査要綱第15条第1項の認定をした日までとする。

第6 工事用資機材等の保管

- 1 本工事に用いる工事用資材や建設機械等については、その保管場所を定め監督職員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第7 建設機械の使用

- 1 本工事において建設機械を使用する際は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省径機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第8 環境対策

- 1 本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、市担当課へ特定建設作業実施の届出をするとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。
- 3 本工事の施工に先立ち、事前に予告看板の設置及びチラシ等を配布し、沿線・近隣住民等に周知を図ること。

第9 災害時の協力体制緊急時の諸作業

- 1 受注者は、台風、豪雨、地震等により、工事現場内において災害が発生した場合又はその恐れがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 緊急巡回担当者は2名以上で構成することとする。
 - (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
 - (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - (4) 緊急巡回中に事故が発生した時は、速やかにその状況を監督職員に報告しなけ

ればならない。

- 2 受注者は、工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、被害を最小限に抑えるため、指示があった場合は、緊急時における諸作業を実施する。緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。

第10 成果品

- 1 成果品はボックスコンテナに入れて納品すること。

第11 工期

- 1 本工事の工期は、令和9年3月15日までとする。なお、当該工期には、雨天、休日等（雨休率0.78）を見込んでいる。休日には日曜日・祝日の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第2章 材 料

第12 材料の確認

- 1 材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第13 基礎砕石

- 1 構造物の基礎砕石には、再生クラッシャーラン(粒径0-40)を使用するものとする。

第14 セメント

- 1 セメントの種類は、レディーミクストコンクリートによるものとする。

第15 コンクリート工

- 1 コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

用途	呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類
・基礎コンクリート ・調整コンクリート	18N/mm ²	8cm	25(20)mm	規定無し	高炉

第16 車道舗装

- 1 下層路盤は、再生クラッシャーラン(粒径0-40)とし、修正CBR30%以上のものとする。
- 2 上層路盤材は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(粒径0-25)とし、修正CBR80%以上のものとする。
- 3 表層仮復旧材は、再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径13mm)を使用するものとする。

第17 歩道舗装

- 1 路盤材は、再生クラッシャーラン(粒径0-40)とし、修正CBR30%以上のものとする。

- 2 表層材は、開粒度アスファルト混合物（最大粒径 13mm）、及び再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)を使用するものとする。

第3章 一般施工

第18 準備工

- 1 現場内は、施工前に除草、伐竹、抜根し、境界杭を確認するものとする。

第19 作業土工

- 1 床掘を行う場合は、計画床掘深さを越えないよう十分に注意しなければならない。
- 2 構造物の埋戻し材は、現場発生土とし良質な発生材で埋め戻すものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第20 盛土材

- 1 盛土材は、現場発生土とし良質な発生材を利用するものとする。
- 2 盛土に使用できない不良土が確認された際は、監督職員と協議して処理するものとする。

第21 路床安定処理工

- 1 固化材は生石灰（発塵抑制型石灰系固化材）を使用するものとする。
- 2 固化材の配合量は、77.0kg/m²とする。ただし、施工前に配合試験を実施して決定するものとする。安定処理材の添加量に変化が生じるときは、監督職員に申し出ること。
- 3 路床安定処理作業により、騒音、振動、固化材散布による粉塵などの発生が考えられるため、周辺への環境対策を徹底しなければならない。
- 4 降雨等により改良土並びに固化材の品質低下を招かないよう、製品管理を徹底しなければならない。

第22 加熱アスファルト混合物

- 1 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第23 構造物の撤去

- 1 アスコン塊、コンクリート塊、路盤材、廃プラスチックの搬出については、建設廃棄物処理に関する各種法令等に準拠し実施するものとする。
 - (1) 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。
 - (2) 受け入れ場所等の位置図及び許可書等の写しを、監督職員に提出すること。
 - (3) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第24 耕作地の乗入れ

- 1 耕作地への乗入れは、幅 3m、勾配 12° 以下とする。No. 4+12.2 左側付近は、幅 6m（2 箇所分）とする。乗入れ箇所は、施工時農耕者と立会の上、決定するものとする。

第25 農業用水・排水管移設工

- 1 施工完了後、印旛沼土地改良区にて通水試験を行う。通水試験の結果、不具合があった場合は直ちに確認し、必要に応じて対応すること。
- 2 施工完了後、管理設の位置や、土被りを明記した図面を提出すること。

第4章 建設副産物対策

第26 共通事項

- 1 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済み確認書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
- 2 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済み確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。
- 3 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。また、建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 4 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

第27 発生土

- 1 本工事により発生する発生土（残土）は、No.13+20 付近～No.18 の事業用地内に運搬し、整地するものとする。

第28 建設廃棄物

- 1 本工事により発生するアスコン塊及びコンクリート塊、路盤廃材は片道運搬距離7.4kmの世紀東急工業(株)に運搬し、処理するものとする。
また、廃プラスチックは、片道運搬距離7.4kmの(株)京葉クリーンセンターに運搬し、処理するものとする。
なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第29 舗装切断の排水

- 1 舗装切断時に発生する排水を回収し、片道運搬距離 8.6 kmの(株)TOAシブルに運搬し、産業廃棄物として処理すること。
- 2 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第30 竹根

- 1 本工事により発生する竹根は、片道運搬距離 25.1km の(株)グリーンアース千葉キャピタルバイオマスセンターに運搬し、産業廃棄物として処理するものとする。
なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第31 建設リサイクル法

- 1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、その書面は、「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。
 - (1) 再資源化等が完了した年月日
 - (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - (3) 再資源化等に要した費用
- 3 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- 4 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

第5章 付 則

第32 用地境界

- 1 工事施工にあたって境界杭を移動した場合は、受注者の責により復元し、監督職員の確認を得ること。なお、境界杭が工事の支障となる場合は事前に監督職員と協議すること。

第33 コリンズ（CORINS）への登録

- 1 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。ただし、登録対象

は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

施工条件の明示

飯野Ⅱ-31号線(1工区)道路改良工事

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 道路標識設置については、作業前に所轄警察署の立会が必要となるため、当該事項を考慮の上、工程管理を行うこと。 2. 当該工事範囲には、耕作地への農耕車両の出入りがある。稲刈りは10月下旬完了予定である。稲刈り後も耕作地への出入りがある為、耕作者と調整の上、施工すること。
用地関係	1. 施工に際して、あらかじめ用地境界を確認すること。
環境対策関係	1. 特記仕様書によること。
安全対策関係	1. 工事は昼間施工とし、市道Ⅰ-42号線の交通規制は片側交互通行とする。 2. 大型車両が自工区から一般道へ出入りする際は、出入口に交通誘導警備員を1人配置すること。 3. 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 4. 作業時間帯以外であっても異常気象時等は、パトロールを実施し、異常があった場合は、ただちに復旧を行うこと。 5. 工事現場の周囲は、バリケードやネット等を設置し、第三者に対して工事区域を明確にすること。また、見やすい箇所に立入禁止の旨を表示すること。 6. その他、特記仕様書によること。
工事用道路関係	1. 現場内での走行は徐行とし、周辺環境に配慮すること。
仮設備関係	1. 現地の状況を把握し、安全性、構造等十分検討を行い施工すること。
建設副産物関係	1. 特記仕様書によること。
工事支障物件等	1. 市道Ⅰ-42号線には、中圧ガス管が埋設されている。事前にガス会社立会の上、試掘を行うこと。 2. 当該工事範囲には、印旛沼土地改良区の農業用水管及び排水管が埋設されている。移設や既設管の撤去については、印旛沼土地改良区や発注者と確認立会の上、施工を行うこと。
薬液注入関係	なし
その他	1. 道路計画中心線が道路予備設計(測量時)から道路実施設計(設計時)にて変更しているので図面に留意すること。また、施工前に測量を行い、施工位置を確認の上で作業を行うこと。 2. 主要地方道佐倉印西線は、大型車通行規制がある為、当該路線を通行する場合は、通行許可申請が必要となる。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注)
1. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 2. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 3. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 4. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)		路盤廃材(m3)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. この調書は1部提出すること。

総括表

佐倉市役所				工事番号				提出年月日			
課長		班長		浄書校合		設計者					
年度 科目		令和 8 年度		第 7 款 土木費		第 2 項 道路橋梁費		第 3 目 道路新設改良費		第 14 節 工事請負費	
路線河川名		市道Ⅱ-31号線									
工事名		飯野Ⅱ-31号線（1工区）道路改良工事									
工事場所		佐倉市飯野地先						工事施工方法		請 負	
								工事日数			
		全 体 事 業 費				補 助 事 業 費			単 独 事 業 費		
工事費総額		円				円			円		
工事価格		円				円			円		
消費税相当額		円				円			円		

設 計 説 明	工事延長L=284m 1. 道路土工 一式 2. 地盤改良工 路床安定処理 (t=450mm) A=2,070m² 3. 舗装工(車道部) 下層路盤 RC-40 t=220mm A=2,110m² 上層路盤 HMS-25 t=150mm A=2,110m² (歩道部) 透水性開粒度As13mm A=540m²、再生密粒度As13mm A=408m² 4. 法面工 防草シート A=680m²、植生マット A=90m² 5. 排水構造物工 フレキャストL型側溝 L=15m、街渠側溝B400×H500～1300 L=517m フレキャストボックス B500×H500 L=8.2m、フレキャストボックス B800×H500～1400 L=27.8m 6. 縁石工 歩車道境界ブロック L=423m、地先境界ブロック L=433m 7. 標識工 標識柱 N=3基 8. 農業用水・排水管移設工 一式 9. 構造物撤去工 一式 10. 仮設工・試掘工 一式
----------------------------	---

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費		式	1			
道路改良		式	1			
道路土工		式	1			
掘削工		式	1			
掘削（表土ふるい分け）	t=400mm 75mm目ふるい分け	式	1			補）1 号内訳書
掘削	土砂 オープンカット	式	1			補）2 号内訳書
掘削	土砂 片切掘削	式	1			補）3 号内訳書
盛土工		式	1			
盛土	2. 5m未満	式	1			補）4 号内訳書
盛土	2. 5m以上4. 0m未満	式	1			補）5 号内訳書
法面整形工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 1

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
法面整形(切土部)		式	1			補) 6 号内訳書
法面整形(盛土部)		式	1			補) 7 号内訳書
作業土工		式	1			
床掘り	標準	式	1			補) 8 号内訳書
床掘り	平均施工幅1m以上2m未満	式	1			補) 9 号内訳書
埋戻し	発生土 最大埋戻幅1m未満	式	1			補) 10 号内訳書
埋戻し	発生土 最大埋戻幅1m以上4m未満	式	1			補) 11 号内訳書
埋戻し	山砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	式	1			補) 12 号内訳書
埋戻し	山砂 最大埋戻幅4m以上	式	1			補) 13 号内訳書
路盤廃材運搬	路盤廃材	式	1			補) 14 号内訳書
土砂等運搬	土砂	式	1			補) 15 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 2

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
穀処分	路盤廃材	式	1			補) 16 号内訳書
整地	残土受入れ地での処理	式	1			補) 17 号内訳書
地盤改良工		式	1			
路床安定処理工		式	1			
安定処理	固化材100m2あたり使用 量:7.7t/100m2	m2	2,070			補) 18 号内訳書
舗装工		式	1			
舗装工 (車道部)		式	1			
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャー RC-40 仕上 り厚:220mm	m2	2,110			補) 19 号内訳書
上層路盤(車道・路肩部)	HMS-25 仕上り厚:150m	m2	2,110			補) 20 号内訳書
表層(車道仮復旧)	再生密粒度アスコン(13) 舗 装厚:50mm	式	1			補) 21 号内訳書
舗装工 (歩道部)		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 3

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
フィルター層	フィルター層用砂 仕上り厚 :50mm	m2	501			補) 22 号内訳書
路盤(歩道乗入部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上 り厚:200mm	m2	47			補) 23 号内訳書
路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上 り厚:100mm	m2	888			補) 24 号内訳書
表層(歩道部)	開粒度アスコン(13) 舗装厚 :40mm	m2	540			補) 25 号内訳書
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗 装厚:40mm	m2	408			補) 26 号内訳書
法面工		式	1			
防草シート工		式	1			
防草シート設置	アスファルト系防草シート	m2	680			補) 27 号内訳書
植生工		式	1			
植生マット		m2	90			補) 28 号内訳書
排水構造物工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 4

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝工		式	1			
プレキャストL形側溝		m	15			補) 29 号内訳書
街渠側溝	B400-H500	m	6			補) 30 号内訳書
街渠側溝	B400-H600	m	6			補) 31 号内訳書
街渠側溝	B400-H900	m	218			補) 32 号内訳書
街渠側溝	B400-H1000	m	111			補) 33 号内訳書
街渠側溝	B400-H1100	m	43			補) 34 号内訳書
街渠側溝	B400-H1200	m	30			補) 35 号内訳書
街渠側溝	B400-H1300	m	42			補) 36 号内訳書
函渠型街渠側溝	B400-H1000	m	19			補) 37 号内訳書
街渠側溝グレーチング型	B400-H900	m	12			補) 38 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 5

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
街渠側溝グレーチング型	B400-H1000	m	12			補) 39 号内訳書
街渠側溝グレーチング型	B400-H1100	m	6			補) 40 号内訳書
街渠側溝グレーチング型	B400-H1100 □500横穴開口	m	4			補) 41 号内訳書
街渠側溝グレーチング型	B400-H1200	m	2			補) 42 号内訳書
街渠側溝グレーチング型	B400-H1300	m	6			補) 43 号内訳書
街渠側溝閉塞版材料費		式	1			補) 44 号内訳書
流末工		式	1			
プレキャストボックス	内幅:0.5m 内高:0.5m	m	8.2			補) 45 号内訳書
プレキャストボックス	内幅:0.8m 内高:0.5、0.7m	m	25.8			補) 46 号内訳書
プレキャストボックス	内幅:0.8m 内高:1.4m	m	2			補) 47 号内訳書
プレキャストボックス材料費		式	1			補) 48 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 6

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉄蓋設置		式	1			補) 49 号内訳書
暗渠排水管	据付 直管 VU φ 300	式	1			補) 50 号内訳書
調整コンクリート	18-8-25(高炉)	式	1			補) 51 号内訳書
巻立てコンクリート		式	1			単) 1 号内訳書
縁石工		式	1			
縁石工		式	1			
歩車道境界ブロック(標準部)	基本 180/234×250×1998	m	376			補) 52 号内訳書
歩車道境界ブロック(車両乗入部)	平205/234*100*1000	m	22			補) 53 号内訳書
歩車道境界ブロック(擦り付け部①)	斜 /180/234*250/100*1998	m	24			補) 54 号内訳書
歩車道境界ブロック(擦り付け部②)	斜180/234*250/100*600	m	1			補) 55 号内訳書
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	415			補) 56 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 7

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地先境界ブロック	A種(120×120×600)車両乗入部	m	18			補) 57 号内訳書
標識工		式	1			
小型標識工		式	1			
標識柱	単柱式 径60.5 色：ダークブラウン	基	3			補) 58 号内訳書
構造物撤去工		式	1			
構造物取壊し工		式	1			
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚：15cm以下	式	1			補) 59 号内訳書
殻運搬	舗装版破碎	式	1			補) 60 号内訳書
殻処分	アスファルト殻	式	1			補) 61 号内訳書
コンクリート取壊し運搬処理	鉄筋構造物	式	1			補) 62 号内訳書
農業用水・排水管移設工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 8

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
農業用水管工		式	1			
農業用水管布設	HIVP φ 150	m	31			単) 2 号内訳書
農業用水管布設	VU φ 150	m	109			単) 3 号内訳書
農業用水管布設	VU φ 125	m	73			単) 4 号内訳書
農業用水管布設	HIVP φ 75	m	40			単) 5 号内訳書
継手材料費 (用水管)		式	1			単) 6 号内訳書
排水管工		式	1			
排水管布設	VU φ 150	m	90			単) 7 号内訳書
継手材料費 (排水管)	VU φ 150	式	1			単) 8 号内訳書
ます設置	φ 200 (塩化ビニル製)	箇所	1			単) 9 号内訳書
既設管撤去工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 9

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既設管撤去・運搬・処理		式	1			単) 10 号内訳書
作業土工		式	1			
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式	1			単) 11 号内訳書
舗装切断排水運搬処理		式	1			単) 12 号内訳書
舗装版破碎	アスファルト舗装版	式	1			単) 13 号内訳書
床掘り	土砂	式	1			単) 14 号内訳書
埋戻し	山砂	式	1			単) 15 号内訳書
埋戻し	発生土	式	1			単) 16 号内訳書
路盤廃材運搬	路盤廃材	式	1			単) 17 号内訳書
土砂等運搬		式	1			単) 18 号内訳書
殻運搬	舗装版破碎	式	1			単) 19 号内訳書

(合併) 工事数量総括表

付属 10

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
殻処分	アスファルト殻	式	1			単) 20 号内訳書
殻処分	路盤廃材	式	1			単) 21 号内訳書
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上 り厚:220mm	式	1			単) 22 号内訳書
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上 り厚:190mm	式	1			単) 23 号内訳書
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材規格:HMS-25 仕上 り厚:150m	式	1			単) 24 号内訳書
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-30 仕 上り厚:150mm	式	1			単) 25 号内訳書
表層(仮復旧)	再生密粒度アスコン(13) 舗 装厚:50mm	式	1			単) 26 号内訳書
フィルター層	材料種類:フィルター層用砂 仕 上り厚:50mm	式	1			単) 27 号内訳書
路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上 り厚:100mm	式	1			単) 28 号内訳書
表層(歩道部仮復旧)	再生密粒度アスコン(13) 舗 装厚:40mm	式	1			単) 29 号内訳書
仮設工		式	1			

(合併) 工事数量総括表

付属 11

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事用道路工		式	1			
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1			補) 63 号内訳書
交通管理工		式	1			
交通誘導警備員		式	1			補) 64 号内訳書 単) 30 号内訳書
直接工事費計		式	1			
共通仮設		式	1			
共通仮設費(積上分)		式	1			
運搬費		式	1			
仮設材運搬費		式	1			補) 65 号内訳書
準備費		式	1			
木根等処分費		式	1			補) 66 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付属 12

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
純工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
工事原価		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			